

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和3年12月23日(2021.12.23)

【公開番号】特開2018-80335(P2018-80335A)

【公開日】平成30年5月24日(2018.5.24)

【年通号数】公開・登録公報2018-019

【出願番号】特願2017-221105(P2017-221105)

【国際特許分類】

| | | |
|--------|-------|-----------|
| C 08 L | 9/00 | (2006.01) |
| C 08 K | 3/36 | (2006.01) |
| C 08 L | 7/00 | (2006.01) |
| C 08 L | 91/00 | (2006.01) |
| B 60 C | 1/00 | (2006.01) |

【F I】

| | |
|--------|-------|
| C 08 L | 9/00 |
| C 08 K | 3/36 |
| C 08 L | 7/00 |
| C 08 L | 91/00 |
| B 60 C | 1/00 |

A

【誤訳訂正書】

【提出日】令和3年11月11日(2021.11.11)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

100重量部のエラストマーを基にして(p h r)、

(A) 50～100 p h r の、65～95パーセントのシス-1，4結合ブタジエン由来反復単位と、4～30重量パーセントのビニル-1，2結合ブタジエン由来反復単位と、そして5重量パーセント以下のトランス-1，4結合ブタジエン由来反復単位とを含み、Tgが-80～-105の範囲である第一のポリブタジエンゴム；

(B) 50 p h rまでの、95パーセントを超えるシス-1，4含量と-80～-110の範囲のTgを有する第二のポリブタジエン、天然ゴム、及び95重量パーセントを超えるシス-1，4含量と-50～-80の範囲のTgを有する合成ポリイソプレンからなる群から選ばれる少なくとも一つのゴム；

(C) 20～70 p h rの、IP346法による測定で3重量パーセント未満の多環芳香族含量を有するプロセスオイル；及び

(D) 50～150 p h rの、カーボンブラック及びシリカからなる群から選ばれるフィラー、ここでフィラーの過半量はシリカである；

を含む加硫可能ゴム組成物を特徴とするトレッドを有する空気入りタイヤ。

【請求項2】

第一のポリブタジエンが、85～95パーセントのシス-1，4結合ブタジエン由来反復単位と、5～15重量パーセントのビニル-1，2結合ブタジエン由来反復単位と、そして3重量パーセント以下のトランス-1，4結合ブタジエン由来反復単位とを含むことを特徴とする、請求項1に記載の空気入りタイヤ。

【請求項3】

オイルが、M E S 油、T D A E 油、重ナフテン系油、S R A E 油及び植物油からなる群から選ばれることを特徴とする、請求項1に記載の空気入りタイヤ。

【請求項4】

加硫可能ゴム組成物が、50～130phrのシリカを含むことを特徴とする、請求項1に記載の空気入りタイヤ。

【請求項5】

加硫可能ゴム組成物が、60～90phrの第一のポリブタジエン、及び10～40phrの、第二のポリブタジエン、天然ゴム、及び合成ポリイソブレンからなる群から選ばれる少なくとも一つのゴムを含むことを特徴とする、請求項1に記載の空気入りタイヤ。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0024

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0024】

加硫可能ゴム組成物は、シリカとカーボンブラックの両方を合わせて約50～約150phrの濃度で含みうるが、その過半量は好ましくはシリカである。

他のフィラーもゴム組成物に使用できる。例えば、超高分子量ポリエチレン(UHMWPE)などの粒子状フィラー、米国特許第6,242,534号；第6,207,757号；第6,133,364号；第6,372,857号；第5,395,891号；又は第6,127,488号に開示されているような粒子状ポリマーゲル、及び米国特許第5,672,639号に開示されているような可塑化デンプン複合フィラーなどであるが、これらに限定されない。